

訪問型サービス（予防訪問相当）の基本報酬の単位の概要（A2）

令和6年4月1日から

	区分		単位
1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の訪問型サービス（予防訪問相当）である場合		287単位（1回につき）
	生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合	179単位（1回につき）
		所要時間45分以上の場合	220単位（1回につき）
	短時間の身体介護が中心である場合		163単位（1回につき）

福津市：6級地（10.42）

※1 1月につき、3,727単位の範囲で所定単位数を算定します。

※2 「生活援助が中心である場合」については、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画に位置付けられた内容の訪問型サービス（予防訪問相当）を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定します。

※3 報酬単価は、上記単位に地域区分（福津市は6級地）を乗じた額とします。

※4 上記基本報酬の単位の見直しのほか、令和6年度介護報酬改定に準じた見直し（口腔連携強化加算の導入など）を行っています。

【参考】令和6年3月31日まで

	区分		単位
訪問型サービス費（IV）	事業対象者・要支援1・2 （週1回程度）	1月の中で全部で4回まで	268単位（1回につき） ※月5回は包括報酬1,176単位が上限
訪問型サービス費（V）	事業対象者・要支援1・2 （週2回程度）	1月の中で全部で5回から8回まで	272単位（1回につき） ※月9回から10回は包括報酬2,349単位が上限
訪問型サービス費（VI）	事業対象者・要支援2 （週2回を超える程度）	1月の中で全部で9回から12回まで	287単位（1回につき） ※月13回から15回は包括報酬3,727単位
訪問型サービス費 （短時間サービス）	事業対象者・要支援1・2 （20分未満）	1月につき22回まで	167単位（1回につき）